

二宮町軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成制度のご案内

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するために、補聴器の購入費等の一部を助成する制度です。



©東京ハイジ/二宮町

対象となる方

以下の①～⑥のすべての条件を満たす方

- ①交付申請日において、二宮町にお住まいの18歳未満の方。
- ②平均聴力レベルが両耳とも原則として30デシベル以上であって、聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがない方
- ④補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医等が判断された方
- ⑤町民税所得割額46万円以上の方がいない世帯に属する方
- ⑥労働者災害補償保険法等、他の制度では補聴器購入費等の助成を受けられない方

費用負担

原則、交付又は修理※の金額の1/3を自己負担していただきます。ただし、町民税非課税世帯または生活保護世帯の方は自己負担はありません。

※修理はこの制度を利用して交付を受けた補聴器に限ります。

申請に必要なもの

- ①交付申請書（書式は役場にあります）
- ②指定医師の意見書（書式は役場にあります）
- ③補聴器の見積書（意見書に基づき、補聴器の販売事業者が作成したもの）
- ④印鑑
- ⑤その他必要な書類

注意事項

- 必ず補聴器の購入前に申請してください。
- 保護者と対象児が別居されている場合はご相談ください。
- 詳しくは、障がい者支援担当までお問い合わせください。

お問い合わせは

二宮町役場 障がい者支援担当
TEL 0463-71-3311 FAX 0463-73-0134